

- ☑ 人手不足対策
- ☑ 事業継続
- ☑ 生産性向上



山口市中小企業 令和7年度 省人化・省力化 機器等導入支援補助金

人手不足の対応に向けて、人が行う業務を代替する機器・ソフトウェア等を導入する経費を支援します

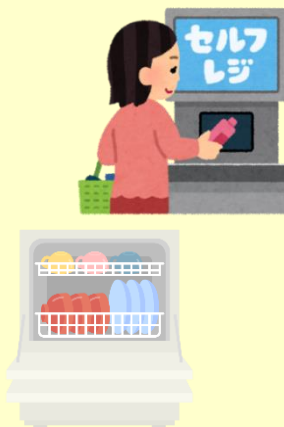
募集期間

令和7年5月1日(木)～7月31日(木)
※但し、予算が無くなり次第受付終了

対象事業者

山口市内に主たる事業所を有する中小企業者等

補助対象機器等・補助金額



上限額
最大
50万円
(リース又は利用する場合は最大10万円)
補助率1/2

補助対象機器等	補助率、補助限度額	補助対象経費
自動精算機（セルフレジ）、券売機、自動チェックイン機、食器洗浄機、清掃ロボット、配膳ロボット、調理ロボット、セルフオーダーシステム、顧客管理・在庫管理システム、電話自動応答システム、会計ソフトウェア、その他の人が行う業務を代替できる機器、ソフトウェア等	【購入する場合】※ 補助対象経費（税抜）の 1/2、50万円	購入費、工事費 その他、市長又は運営主体が必要と認める経費
	【リース又は利用する場合】 補助対象経費（税抜）の 1/2、10万円	リース費、利用料、工事費 その他、市長又は運営主体が必要と認める経費

※汎用性があり、他の用途に使用可能なもの（例：タブレット端末・スマートフォン等）については、補助対象機器等を購入する場合で、且つ、補助対象機器等と併せての購入が必要な場合に限り、補助対象機器等の購入費の1/2を上限として対象とします。

(注) キャッシュレス決済に係るシステム及び決済機器の導入経費等、対象外となる経費があります。詳細は市ウェブサイトにてご確認ください。

申請に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

山口商工会議所 省人化・省力化補助金係
TEL :083-925-2300
〒753-0086 山口市中市町1番10号

※詳しくはこちらのQRコードをご覧ください



申請・交付の流れは裏面へ

申請から補助金交付までの流れ



※詳細は、「令和7年度山口市中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金」市ウェブサイト（QRコード）にて必ずご確認ください。

交付申請

令和7年5月1日(木)～7月31日(木)
※但し、予算が無くなり次第受付終了
※申請書類の提出は郵送でお願いします。



(運営主体) 交付決定通知



補助対象事業実施

※補助金の交付決定通知日以降に
補助対象事業（機器等の導入等）、
支払いを実施してください。
※令和8年1月末日までに事業が終了すること



実績報告兼交付請求

※事業完了後から30日を経過した日
又は令和8年2月10日(火)のいずれ
か早い日までに支払いを完了し、実績
報告書を提出してください。



(運営主体) 審査・確定通知 補助金の支払

提出書類

- 交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（別紙1）
- 収支予算書（別紙2）
- 省人化・省力化確認票（別紙3）（交付申請書の導入する機器、ソフトウェア等の内容について「その他の人が行う業務を代替できる機器、ソフトウェア等」にチェックした場合は）
- 事業実施の内容や見積書等の金額がわかる資料
- 導入する機器、ソフトウェア等の概要がわかるもの（導入する機器の仕様書又は製品等のカタログ等の写し）
- 施設改修や設置を伴う場合は改修箇所及び設置箇所の現況写真
- 履歴事項全部証明書又はこれに代わるもの（個人事業主の場合は、直近の確定申告書の写し（税務署が受け付けたことが分かるもの）又はこれに代わるもの及び住民票の写し）
- 市税の滞納のないことの証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）



提出書類

- 実績報告書兼請求書（様式第7号）
- 実績報告書（別紙4）
- 収支決算書（別紙5）
- 補助事業の支払いを証する書類
- 補助事業の実施がわかる写真等（機器等を設置した写真等）



補助対象外経費

- ・交付申請日において、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する「中小企業省力化投資補助事業」の製品カタログに登録されている製品の導入に係る経費
- ・キャッシュレス決済に係るシステム及び決済機器の導入経費
- ・当該補助金以外に国、県、市等の公的支援を受けた経費
- ・市外の店舗に機器等を導入する取組に係る経費
- ・既に導入している機器等の入れ替え又は更新に係る経費
- ・中古品の購入費、原材料及び消耗品の購入に係る経費、人件費、食材費、不動産購入費、施設の新設・増築・取得に係る経費、施設の保守管理費、水道光熱費、金融機関などへの振込手数料、家賃、保険料、交際費（飲食・接待）、公租公課、当該補助制度と整合性がない経費
- ・既存機器等の撤去、修理又は改修に係る経費及び処分費
- ・汎用性があり、他の用途に使用可能なものの購入費（ただし、補助対象機器等の導入と併せての購入が必要な場合に限り、補助対象機器等の購入費用の2分の1を上限として、対象とする。）
- ・予備的、将来的に備えるための経費
- ・贈与又は転売を目的とした経費
- ・当該補助金の申請者の親会社、子会社などの関連会社等の取引に係る経費